

スマホ納付はじまりました

問い合わせ 納税課 納税管理係(☎内線366・367)



市民サービスのさらなる充実のため、6月のにしのまどぐち開設、10月のコンビニ証明書交付開始に加え、9月1日よりスマートフォン決済アプリを利用して市税などが納付できるようになります。

市税などのスマホ納付は、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラ機能で読み取ることで、決済アプリのチャージ残高から納付できるサービスです。

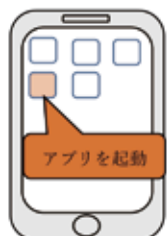
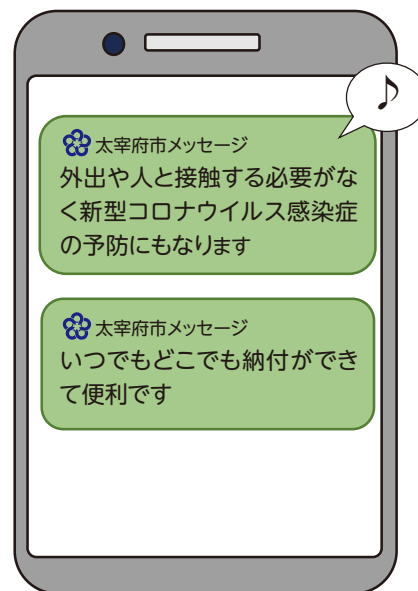
～利用可能な決済サービス～

PayPay請求書払い
LINE Pay請求書払い
モバイルレジ

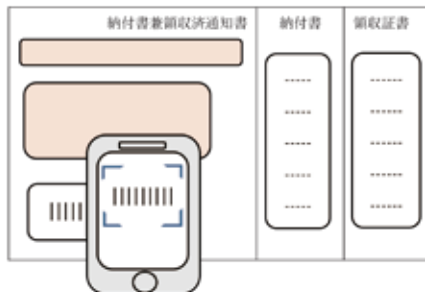
～対象となる税・料～

市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、
国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、
保育所保育料、市営住宅使用料

～利用方法～



決済アプリを起動する



読み取り画面を起動し納付書のバーコードを読み込む



内容・支払い方法を確認して支払い

詳しくは各決済サービスのホームページで確認してください。

利用上の注意

- ・サービスの利用には、決済アプリのインストールが必要です。
- ・スマートフォンの機種によっては、アプリを利用できないことがあります。
- ・支払い手続き完了後は、取り消しできません。
- ・領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。
- ・決済アプリで納付したものを二重納付しないよう注意してください。
- ・次のものは納付できません。

納付書にバーコードの表示がないもの、納付書の汚損などにより読み取れないもの

納付書1枚の合計金額が30万円を超えるもの、金額が訂正された納付書

※納期限を過ぎたものは利用できない場合があります。